

星田山手地区、星田山手第1地区地区計画(地区整備計画)概要

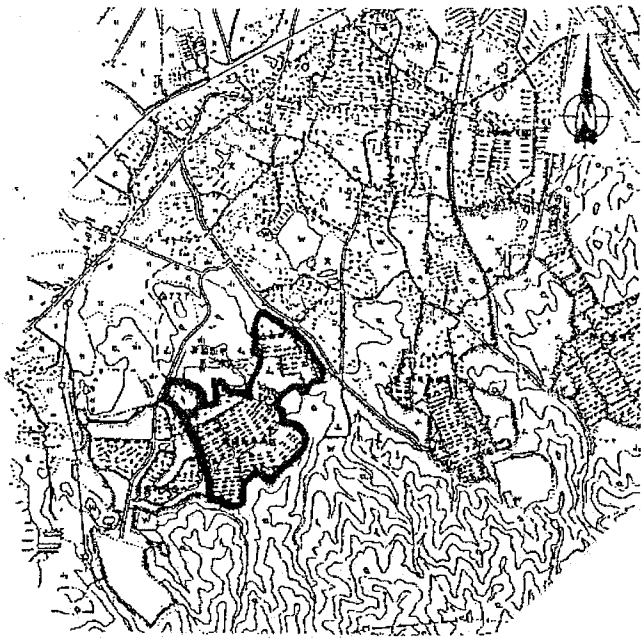
地区計画		星田山手地区	星田山手第1地区
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居専用地域 容積率 80% 建ぺい率 40% 外壁後退 1.5m	第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m
	高度地区	第一種高度	第一種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、 星田山手地区に生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)	
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。
	敷地面積の最低限度	160㎡	150㎡
	高さの最高限度	8.5m	8.5m
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。	
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの	
地区施設	地区施設緑地		

星田山手地区 都市計画決定	昭和61年 4月 1日	建築条例施行	昭和61年 4月 1日
変更	平成17年 3月 7日	改正条例施行	平成17年 3月 7日
変更	平成18年 2月 3日	改正条例施行	平成20年 3月28日
変更	平成23年 3月29日	改正条例施行	平成24年 6月18日

星田山手第1地区 都市計画決定	昭和63年 9月14日	建築条例施行	昭和63年10月28日
変更	平成17年 3月 7日	改正条例施行	平成17年 3月 7日
		改正条例施行	平成20年 3月28日
		改正条例施行	平成24年 6月18日

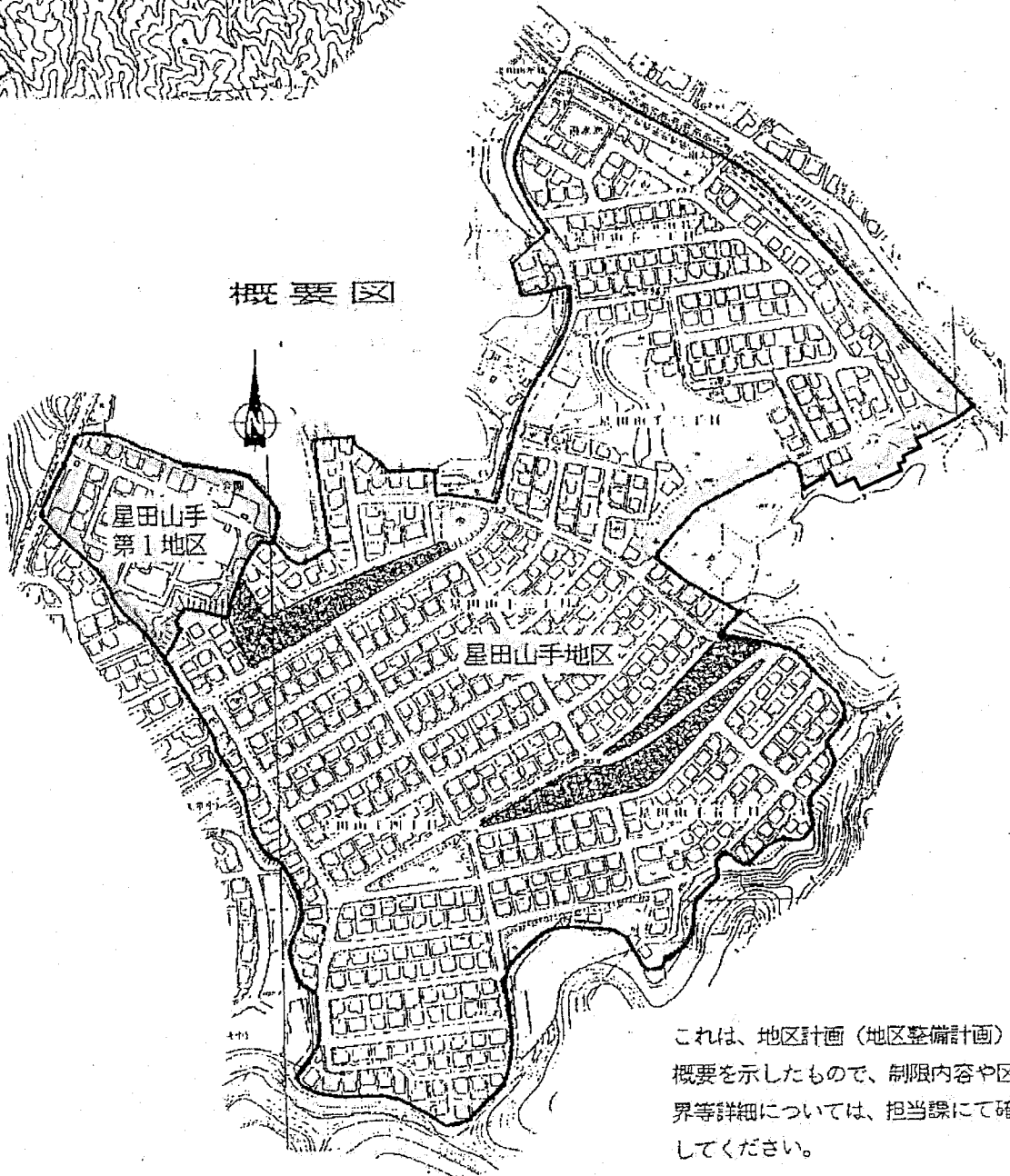
※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

位置図



凡	例
地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区施設緑地	

概要図



これは、地区計画（地区整備計画）の概要を示したもので、制限内容や区域界等詳細については、担当課にて確認してください。